

「安全安心まちづくり市民ひろば」にご参加ください！

市では月に1回程度、防犯、交通、消防、町会・自治会、PTA関係者などさまざまな方が集まって、「安全で安心して生活できるまちづくり」について、話し合いや情報交換をしています。

また、会議終了後には、開催場所周辺の防犯パトロールも行なっています。市内在住・在勤の方でしたらどなたでも参加できますので、興味のある方は、ぜひご連絡ください。

場所わかぎり会館集会室  
問合せ 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎551・1691



消火器へのイタズラは犯罪です！

市では、初期消火に活用していただくために、市内各所に街頭消火器を設置しています。この消火器へのイタズラが、市内全域で大変多く発生しています。イタズラされる消火器の数が多すぎるため、予備の消火器の設置もままならない状況です。

もしも、街頭の消火器がイタズラされているのを発見した場合は、警察並びに市役所安全安心まちづくり課防災係まで通報してください。

官公署だより

また、すでに設置がお済みの方は、月に一度、点検やお手入れをしましょう。

春の火災予防運動

3月1日(火)から7日(月)まで



住宅用火災警報器の設置義務化から、間もなく一年がたちます。設置がお済みでない方は、早急に設置をお願いします。

年金だより

■ご存じですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

■国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～追納をおすすめします！～

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納の申込みは年金事務所へお願いします。

問合せ 青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

■第3号被保険者の届出

第2号被保険者(厚生年金保険や共済組合に加入している方)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行なうこととなります。

ただし、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担するので、自分で納める必要はありません。

▶第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したとき、住所に変更があったときにも届出が必要です。

▶配偶者である第2号被保険者が会社を退職したときや扶養から外れたときには、第3号被保険者から第1号被保険者への変更となり、届出が必要です。

▶配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例えば厚生年金から共済組合)には、種別の変更はありませんが、配偶者の勤務先へ届出が必要になります。

▶本人(第3号被保険者)の住所が変わったときには、配偶者の勤務先へ届出が必要になります。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

◆防災クイズ  
日時 3月5日(土)・6日(日)開館時間中  
内容 館内の掲示物を見てクイズに答えよう。正解者には記念品をプレゼントします。

◆祝進級進学オリジナル下敷きプレゼント  
日時 3月25日(金)・27日(日)午前9時～正午ごろ  
対象 新小学1～6年生まで

◆自動車税住所変更届の電子申請をご利用ください  
転居等により住所を変更

◆新米パパママの応急手当講習会  
日時 3月12日(土)午前10時～11時ごろ  
対象 1歳未満の初めてのお子さんを持つお父さん、お母さん※10組(要予約)

◆立川防災館 3月のイベント案内  
立川防災館  
3月のイベント案内

◆都税についてのお知らせ  
自動車税の登録変更はお済みですか？  
自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

◆立川防災館 3月のイベント案内  
立川防災館  
3月のイベント案内

◆都税についてのお知らせ  
自動車税の登録変更はお済みですか？  
自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

◆都税についてのお知らせ  
自動車税の登録変更はお済みですか？  
自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

◆火災予防フェスタ(午前10時～午後3時)  
初期消火訓練、起震車体験、ミニカーコーナー・ミニ防火衣試着、はしご車体験乗車(人数制限有り)  
※雨天時は、2階F屋内駐車場で実施します。

◆都税についてのお知らせ  
自動車税の登録変更はお済みですか？  
自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

1月の横田基地飛行回数 問合せ 環境課 環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	平成23年1月	前年同月比	平成23年1月	前年同月比
飛行総数	944	-59	336	47
昼間(午前7時～午後7時)	745	-24	228	21
夕刻(午後7時～10時)	178	-33	108	28
夜間(午後10時～午前7時)	21	-2	0	-2
最高音圧レベル(デシベル)	114	-8	101	13

した場合は、車検証の変更手続きが必要です。

変更手続きが遅れますと、自動車税の納税通知書が届かない等のトラブルの原因となります。

やむを得ず手続きが遅れる場合は、自動車税住所変更届の電子申請や自動車税の問い合わせ受付ダイヤルを利用して、納税通知書の送付先住所を変更してください。

詳しくは、主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

問合せ 都税総合事務センター 自動車税課 ☎0570・064・171 (PHS・IP電話) ☎03・5985・7811

※問い合わせ受付ダイヤルも同じ番号です。